

第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本		イギリス	
	子ども手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童手当	児童税額控除
根拠法令	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律		1975年児童手当法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国が負担。(ただし, 国家公務員は国, 都道府県の地方公務員は都道府県, 市町村の地方公務員は市町村がそれぞれ負担する)		一般財源	
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者		16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。	収入が年間で16,190ポンドを超える場合等, 減額措置あり。(2010年)
給付(控除)内容	15歳以下の子1人につき, 月額1万3千円		第1子は 20.30ポンド/週, 第2子以降は一人当たり 13.40ポンド/週 (2010年)	家族控除 545ポンド/年, 1歳未満加算 545ポンド/年, 児童加算 2300ポンド/人・年 (2010年)
備考	子ども手当の支給により, 児童手当は廃止。また子ども手当以外に, 片親家庭に対する児童扶養手当, 奨学金制度等がある。			

## 第9-15表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	子ども手当	子ども追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎手当
根拠法令	1996年租税法62 条及び児童手 当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営 主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内 に付設)、監督指揮権は、連邦家庭省 にある。		税務署	家族給付全国金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一 般財源			企業の拠出金(44.2%, 2009年, 以 下同様), 一般福祉税など租税(21.7%), 国及び県の拠出金(20.5%)	
受給(適 用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者 は無制限, ただし子ども本人の年収が8,004ユーロ(2010 年)を超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を 2人以上扶養し ている者(所得制 限なし)	
		児童手当を受給して いること。最低所得 (両親900/片親600 ユーロ)を超えており, 家族の生計費等から 個別に算出される所 得上限を超えていな いこと。		2004年1月1日 以降に生まれた 3歳未満の子が いる親(所得や 子の数に応じて 制限がある)	
給付(控 除)内容	第1子・第2子は 月184ユーロ, 第 3子は月190ユー ロ, 第4子以降は 1人につき215 ユーロ(2010年)	子1人につき月額140 ユーロ。10学年修了 までの児童生徒に対 し, 新学年の学用品 購入用にさらに年1回 (8月)100ユーロを追 加支払い(2009年8月 より)。	子1人につき年 間7,008ユーロ (基本額4,488 ユーロ, 教育費 用相当額2,520 ユーロ)が所得 から控除される。 (2010年/夫婦合 算課税の場合)	子の年齢や数に 応じて決まる。11 歳未満の子2人 の場合, 月額125.78ユー ロ(2011年12月 31日まで)	月額180.62ユー ロ(2011年12月 31日まで)
		10学年修了までの子供手当での対象となっている学童に 対し, 学用品に対する100ユーロの追加が景気パッケージ に基づき2009年4月に支払われた。			
備考	児童手当が児童扶養控除が有利なほうが適用されるほ か, 社会保障上の優遇措置がある。 また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時 間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可 能。			上記以外に様々な家族給付があ るほか, 税制上又は年金上の優遇 措置がある。	

資料出所 厚生労働省「2003～2004年海外情勢報告」(2004年9月), 厚生労働省, ドイツ: 連邦家庭・高  
齢者・女性・青少年省, 及びフランス: 家族手当金庫(CAF)各ホームページ等により労働政策  
研究・研修機構作成